

交通安全ニュースレター

TRAFFIC SAFETY NEWS LETTER

教育庁指導部指導企画課
令和8年3月11日 第6号



令和8年1月、警視庁から、令和7年中の「都内自転車の交通事故発生状況」が公表されました。これによると、同年に都内で発生した高校生の交通人身事故の件数は**1,046件**に上り、**過去5年間で最も多い件数**となっています。（図1）

本号では、これらのデータを基に、都内高校生の自転車事故の現状や傾向を分かりやすく整理するとともに、**令和8年4月1日改正の道路交通法施行を見据え**、指導に当たって押さえるべきポイントを解説します。

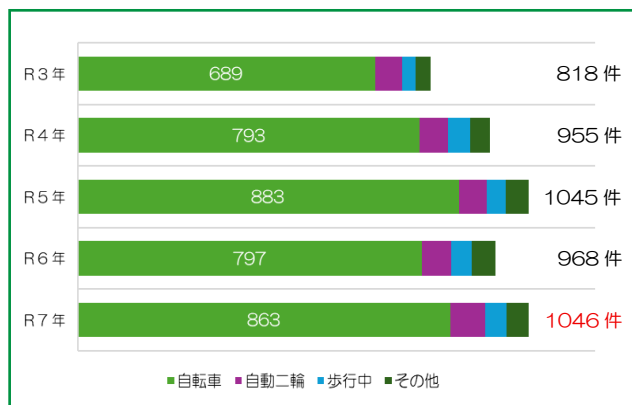


図1：高校生の交通人身事故発生状況（警視庁HPより作成）

1 指導のポイント

※ 図4、5のイラストは、生成AIにより作成しています。



約8割の事故で自転車側に違反あり！

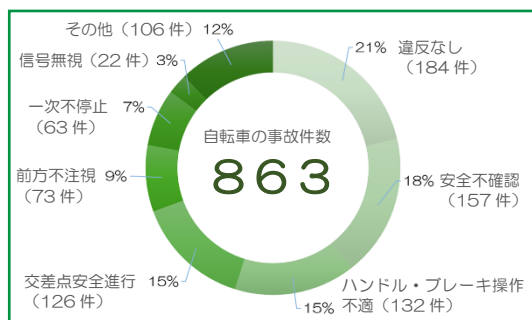


図2：自転車乗車中の違反内容（警視庁HPより作成）

同1,046件のうち、**863件**は自転車乗車中の事故となっています。「違反なし」で被害に遭うケースもありますが、**実際には、約8割の事故で自転車側に何らかの交通違反が認められています。**（図2）

また、都内高校生の交通人身事故では、例年「出会い頭事故」が最も多く、交差点（丁字路、十字路等）進入時における「安全確認」や「一時停止」が不十分であると言えます。

まもなく新学期を迎えますが、**4～6月は登下校中の自転車事故が発生しやすい時期**でもあります。特に、初めて自転車通学を行う新1年生は、例年、事故の割合が高い傾向にあります。

「一時停止場所では必ず止まる」、「停止線がなくても交差点では減速し、左右の安全を必ず目視で確認する」といった交通安全の基本について、**通学路にある実際の交差点を例にあげながら指導する**とともに通学路の危険箇所や路面状況への理解を深めることが重要です。

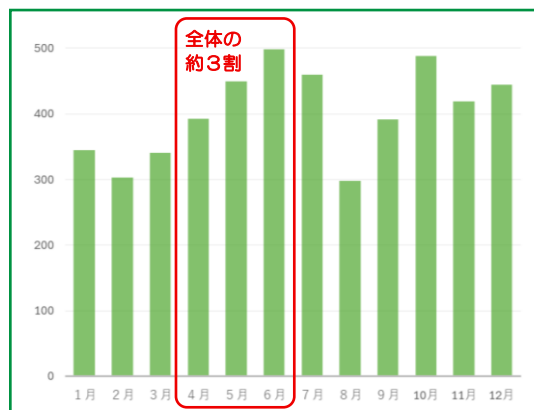


図3：過去5年の月別発生件数（警視庁HPより作成）

「交通反則通告制度」の導入に向けて …

第4号でもお知らせのとおり、令和8年4月1日から、自転車による一定の交通違反に対して「交通反則通告制度」（以下、「青切符制度」という）が適用されます。本制度の導入により、自転車利用者による交通ルールの遵守や安全意識の向上が期待されています。

一方で、**自転車が車道を走行する場面が増える**ことに伴い、今後特に警戒が必要となるのが、**左折や右折をしようとする自動車との事故**です。車道を走行する自転車は、ドライバーから見て死角に入りやすく、特に交差点付近では事故の発生リスクが高いとされています。自転車が車道の左端を走行している場合には、主に次のような事故に注意が必要です。（図4・図5）

本年度中に、在校生やその保護者に対し、改めて青切符制度について御紹介いただくとともに、以下の点について、重点的に御啓発くださいますよう、よろしくお願いいたします。



図4：左折事故
（左折する車が内輪差で自転車を巻き込む事故）



図5：右直事故
（直進する自転車と右折する車の事故）

～ 左折事故・右直事故の未然防止のために ～

- 🚦 交差点付近で減速している**車両との並走は避ける**こと。
- 🚦 大型車両は、内輪差の影響で一旦直進してから曲がる場合があるため、**進路変更の兆しがないか、特に注意深く確認**すること。
- 🚦 青信号でも、対向車が右折して進路に入ってくる場合があるため、**交差点では必ず右折車の動きを確認**すること。

2 お知らせ



「自転車交通安全出前授業」の実施について

令和7年12月23日付7教指企第1063号により実施概要をお知らせした「自転車交通安全出前授業」については、令和8年4月20日（月）から順次開催いたします。**都立高等学校 約130課程**で実施予定です。

本出前授業では、東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」を使用します。「輪トレ」は東京都が提供するスマートフォン向けアプリであり、**出前授業を実施しない学校においても利用可能**です。先生方も、ぜひ一度お試しください。



↑ クリックで
紹介ページへ